

fax 086-224-5866

議会事務局政務調査室御中

2020年6月13日

岡山県家庭教育応援条例素案への意見

岡山市北区下伊福西町 1-53  
NPO 法人 地域人権みんなの会  
会長 中島 純男

コロナ禍のもと、改めて個人の尊厳が大切だという認識が広まっています。また社会の進歩にもとづいて、ジェンダー平等、こどもの権利の大切さもクローズアップされている今日です。これらの人権の前進を大切にさせていただくうえからも、今回の条例素案は取り下げていただくことを強く要望します。

## 1、県民には唐突な条例提案です。取り下げてください。

岡山県議会環境文化保健福祉委員会及び文教委員会で「岡山県家庭教育応援条例・素案」を準備されていると、パブリックコメント募集文に記載されています。

議員提案からのものが環境文化保健福祉委員会と文教委員会が条例制定への発議者となるようですが、それだけに議会が県民の負託にこたえた対応と言えるのかが、より一段と強く問われると思います。

岡山県議会基本条例では、第2条の基本理念で、「議会は、二元代表制の下、県民を代表し、県の意思決定を担う議事機関として、多様な県民の意思の調整を図り県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、自らの機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指すものとする」と明記されています。

県条例制定という県民にとって大きな意味と影響を与える行為を行うには、その背景、立法事実が明確にされ、県民的支持が背景になくってはなりません。

本来、条例は、首長、議会、住民の三位一体による最高の政策形成手段であるはずで、特に地域の特有の政策内容を法形式で、「見える化」させる点に特徴があるとされています。

今回の条例制定への動きは、私たち県民にとっては唐突です。私たちには「見える化」どころか、なぜこの条例が必要かという提案理由そのものが全く県民に届いていません。そういう状況下で条例制定という立法行為が文教委員会などの提案から始まることは、県民と議会の距離をさらに遠ざけるものになります。議会基本条例の目的である「議会が県民の負託に応え、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与する」ことに背反する行為だと思います。

直ちに取り下げてください。

2、岡山県人権教育推進プランとも相容れられないものです。取り下げて  
ください。

家庭教育は基本的に私的領域であり、公権力による介入は抑制的でなければなりません。長年にわたり人権課題に接近してつくり上げてこられた現在の第3次岡山県人権教育推進プランの「家庭教育」にかかわる基本は、「学習機会の提供や情報提供」を柱に組み立てられています。

また、人権教育推進全般にかかわり、「多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、その内容はもとより、実施の方法などにおいても、幅広く理解と共感を得られるものにする必要があります」と県民の自主性に依拠していることを明快にされています。

したがって、教育の条例の名において、保護者の役割、地域住民等の役割や事業者の役割を規定することは、これまでの方向性からすると180度の転換となります。

特に、目的の第1条「保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になるために学ぶことを促す」という内容は、「家庭」をステレオタイプ的に捉え、多様な形態の「家庭」の現実を踏まえていないと思います。

第6条に、「保護者は、基本理念にのっとり、就学前から子供に愛情をもって接し、……（中略）自らが親として成長していくように努めるものとする」とありますが、「愛情」とか「成長」が「法」でもって促進できるものではありません。

条例全体は、子どもたちの成長が阻まれた場合に、責任をすべて親と家庭に押し付けてしまうことにつながるものです。直ちに取り下げてください。

以上。